



2024 年度
NPO法人あげお学童クラブの会
途中入所希望者説明書

学童保育所の概要

1. 学童保育の役割

学童保育の基本的役割は、保護者が就労等のため昼間、家庭にいない小学生のために、放課後や学校休業日の間、豊かで安定した生活が送れる場を提供し、集団生活や遊びを通して子ども達の「生きる力を育む」ことにあります。

また、学童保育は、子ども達に学校と家庭との間の「生活の場」を継続的に保障し、そのことを通して保護者の働く権利と家族の生活を守るという役割があります。

2. 上尾市の学童保育所と運営母体

上尾市内には、2024年4月1日時点で、43ヶ所(50クラブ)の学童保育所があり、これらの学童保育所は全て、「NPO法人あげお学童クラブの会」が運営しています。

学童保育所の運営母体である「NPO法人あげお学童クラブの会」は、学童保育所に通う子ども達の保護者が会員(一般会員または正会員)となって構成されていますので、「学童保育所を利用する」=「学童保育所の運営に保護者も参加、協力していることを理解した上で、学童保育所を利用する」=「職員と保護者が共同で行う活動に、事情が許す限り参加または協力する」ということをご了解のうえ、入所の申請を行って下さい。

3. 対象児童

上尾市内の小学校に通う児童、または上尾市に在住で市外の小学校に通う児童のうち、下記①または下記②に該当する児童が入所の対象となります。

① 下記表に掲げる保護者の事情により、学童保育所の開設時間内において保育が必要と認められる児童

保護者の事情		
1	就労	現に就労している場合、就労が内定している場合又は出産若しくは育児休業中の場合(就労は原則、週所定勤務4日以上かつ一日所定労働4時間以上)
2	疾病	概ね2ヶ月以上、入院又は居宅内での療養を必要とする場合
3	出産	出産前後の休養のために保育にあたることができない場合
4	就学	学校教育法に定める学校又は職業訓練施設に通っている場合
5	心身障害	身体障害者手帳1～4級、療育手帳(A)～C又は精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
6	看護・介護	概ね2ヶ月以上、入院等による付添いを要する家族又は自宅で看護・介護を要する家族が居る場合
7	父親又は母親の不存在	死別、離婚、未婚、別居、行方不明又は拘禁によって、父親又は母親が居ない場合(急な状況の変化)

② その他の事情により、学童保育所の開設時間内において保育が必要と認められる児童

4. 開設日

月～土曜日（日曜日と祝日を除きます）

- 年末年始の特定の期間を除きます（原則12月 29 日～1月 3 日）。また、災害などにより臨時的に閉所する場合があります。

5. 保育実施時間

月曜～金曜日：学校終了～午後 7 時（学校休業日：午前8時～午後7時）

土曜日：午前 8 時～午後 7 時

※ 保育実施時間外の児童受け入れ：学校休業日の月～金曜 午前7時半から午前 8 時
（2024 年度の夏休みから有料となります。金額は未定です。）

- 土曜日、夏季盆期間は近隣学童保育所との合同保育を実施しています。
- 19 時以降の延長保育はありません。閉所後にお迎えの場合、15 分につき 1,000 円の超過料金をお支払いいただきます。（公共交通機関の遅延の場合も対象となります。）
- 上記時間を厳守していただきますので、恒常的にお迎えが間に合わないご家庭は、前もって対策を考えておいてください（ファミリーサポート制度の利用、知り合いの保護者へのお迎え依頼等）。開設時間外の超過料金については、減免措置等はありません。
- 平日午後6時半～7時、土曜日午後6時～7 時はお迎え待ちの時間となり、学童クラブ内で静かに過ごしていただく時間となります。原則午後7時は退室していただく時間となっておりますので、なるべく早めのお迎えにご協力をお願いします。
- 学校をお休み、早退された場合は、学童保育所を利用することはできません。

6. 児童の送迎

保護者又は家族、大人の送迎を原則としています。児童のみでの登所および降所は、交通安全および防犯上の理由のため原則、認めておりません。

送	学校休み等の一日保育期間、朝の登所時の送り
迎	通年、登所した際のお迎え

7. 入所の承認期間

原則として 2024 年4月1日から 2025 年 3 月 31 日までの 1 年間です。 但し、事情により承認期間が限定される場合がありますので、ご了承下さい。承認期間は、入所承認決定通知書でご確認ください。

【承認期間が限定される入所理由（例）】

(1) 出産の場合

出産予定日前2ヶ月間及び出産予定日後2ヶ月間（計4ヶ月間）を含む6ヶ月間が承認期間となります。

(2) 派遣契約等による就労の場合

雇用期間終了月の末日までが承認期間となります。

(3) 就学の場合

就学している学校の卒業月の末日までが承認期間となります。

(4) その他特別な要件での入所申請の場合は法人の定めによる承認期間となります。

※承認期間が経過する前に、証明書等必要書類を提出することにより、承認期間が延長されます。

8. 保護者負担金（保育料等）

☆ 入所金 13,000 円（再入所時には都度入所金がかかります）

☆ 傷害保険料 年間 800 円/1口

☆ 毎月の引落額（保護者負担金、引落手数料）

学年	保護者負担金	引落手数料 165 円	月額合計
1～3 年生	14,000 円	165 円	14,165 円
4 年生	13,500 円	165 円	13,665 円
5～6 年生	12,000 円	165 円	12,165 円
減免（ひとり親又は就学援助認定世帯）の場合			
1～3 年生	9,700 円	165 円	9,865 円
4 年生	9,600 円	165 円	9,765 円
5～6 年生	8,500 円	165 円	8,665 円

★ きょうだい減免（同時に学童クラブに在籍している場合）

＊2 人め・・・1,000 円/月 減免（NPO 法人運営費が1世帯 1,000 円のため）

＊3 人め以降・・・学年が上の児童 2,650 円/月

※（例）4 人姉妹（6 年、4 年、1 年双子）が在籍している場合

・・・長女・次女 各 2650 円、三女 13000 円、四女 14000 円 合計 32,300 円

- 保護者負担金は、「保育料」と「NPO 法人運営費（1,000 円/世帯）」等で構成されています。「保育料」には、おやつ代や消耗品費等の「保育費」も含まれています。
- このほか、保護者が負担する額には「行事・所外保育等の費用（学童によって異なります。）」や、「保護者会費（保護者会毎に決めているもので、会費は各保護者会によって異なります。）」があります。
- 保護者負担金を滞納した際に未納分を支払う場合は督促手数料（500 円）も負担していただきます。
- 正会員を希望の方は、別途、法人年会費（1,000 円）を後日、納入していただきます。

保護者負担金の減免について

補助金対象は、「ひとり親家庭」と「就学援助」の2種類があります。

- 両方に該当する方も、減免額は変わりません（どちらか 1 種類分の減免となります）。

	提出時期	提出場所	提出書類	減免開始
就学援助 ※準要保護世帯	教育委員会から認定通知が手元に届いたら、 <u>学童保育所へ提出してください。毎年6月中旬に発行されるので、その時期になりましたら、学童保育所を通してお知らせいたします。</u>	学童保育所	就学援助の認定（通知）のコピー —	就学援助の認定（通知）提出翌月より減額開始。 認定期間まで遡って返金あり。

ひとり親家庭 ※単身赴任等、 単なる別居は含 まない	入所申請時	事務局	住民票 (世帯全員 が記載され ているもの) ※マイナンバー 記載は不可	住民票提出翌 月より減免開 始。
	※家庭の状況が変わった場合は、速やかに申し 出をしてください。 ※ひとり親申請の場合、世帯収入の制限はあり ません。			

減免の申請をされた場合、市における補助金申請の審査において、市職員が住民基本台帳、課税台帳、児童扶養手当受給状況等を確認します。審査の結果、補助対象にならない場合もあります。その際は補助対象外の期間の差額を遡って返金していただく場合がございますので、ご了承ください。

保護者負担金納入方法

あげお学童クラブの会の保育料納入は、りそなネット(ほぼ全ての金融機関)での自動引き落としにて集金しています。

保護者負担金の前納制について

保護者負担金は前納制となっています。4月分は入所手続きの際に集金しますので、引き落としは5月分からとなります(4月に引き落とされます)。

引落可能金融機関	手数料	引落日
ほぼ全ての金融機関	165円	<u>前月13日</u>

- 土日祝日の場合は、後営業日
- 連絡なく、滞納を2回繰り返すと強制退所となる場合があります。

※保護者負担金の一括支払について

2024年度から、1年分の一括支払も可能となりました。2024年度分については、入所月～2025年3月分の1年分の一括支払のみ、受け付けます(窓口支払のみ)。

9. 入所承認期間内の退所

やむを得ず、入所承認期間内に退所する場合は、「退所届」を退所希望月前月末日までに学童クラブに提出していただくことで、翌月末日で退所が可能です。

例)7月末退所・・・6月末日までに退所届を提出
ただし、退所については、以下の決まりがあります。

- ① 入所した当月での退所はできません。
例)2024年4月に新規入所した場合・・・最短の退所は4月中に退所届を提出し、5月末日で退所
 - ② 保護者負担金、超過料金(閉所時刻までに児童のお迎えがなかった場合に発生する料金)、督促手数料の未納がある場合、精算を済ませてからの退所届受理となります。未納がある場合、退所はできません。
- 入退所に関して、あげお学童クラブの会の規程に従ってください。個人の事由による勝手な入退所申請手続きは認められません。

10. 年度内の途中入所・再入所

年度内の途中入所については、入所希望月の前月 10 日までの申請により、翌月入所が可能です。
例) 6 月入所希望・・・5 月 10 日までに事務局にて手続きをしてください。

再入所については、途中入所と手続きは同様です。必ず前月 10 日までに手続きをしてください。
再入所の際の入所金は、新規入所の場合と同額（13,000 円）です。
また、再入所の場合、都度理事会にて入所審査がありますので、必ずしも以前在籍していた学童保育所へ再入所できるとは限りません。ご注意ください。

その他

1. 小学校の引き取り訓練、新型コロナウイルス、インフルエンザ等について

(1) 学校で実施している引き取り訓練について

- ・ 訓練は学校が実施しているもので、学童とは関係ありません。
- ・ 児童の引き取り者は学校に登録してある人です(4 月登録)。

学童では現在、以下の対応をしています。

- ・ 職員が引き取り訓練に保護者の代わりとして児童を引き取りに行くことはできません。
- ・ 訓練は事前予告された日程で実施されるので保護者の引き取りとなります。
- ・ 学校から引き取った後、学童に登所する事は構いません(児童のみでの登所不可)。

(2) 新型コロナ・インフルエンザ等について

※新型コロナ・インフルエンザに罹(かか)ってしまったとき、学童に来てもいいの？

こんな時は？	来てもいい	来られません	特別な注意
本人が罹った時		○	
家族が罹った時	○		感染予防対策実施の上、利用
学級・学年閉鎖になった時		○	
短縮授業になった時	○		感染予防対策実施の上、利用

- ・ 急に具合が悪くなった時でも、学童の職員が学校へお迎えをすることはできません。
- ・ お子さんにアレルギー反応やてんかんの症状がある場合

入所が決まりましたら、3月の学童保育説明会に提出する「児童健康調査書」に記載していただきます。調査書には、アレルギーの有無やてんかんについて記載する箇所がありますので、必ずご記入ください。エピペン(アナフィラキシー症状の進行を一時的に緩和しショックを防ぐための補助治療剤で、アドレナリン自己注射薬)を所持している場合は、3月の説明会で必ず職員にお伝えください。緊急時の対応について職員と保護者として確認が必要となります。

重度の食物アレルギーがある場合、学童保育所ではおやつ提供ができません。ご家庭でおやつ準備をお願いします。その場合、おやつ代(毎月 2,000 円)は返金します。

2. 一斉配信（出欠連絡）アプリの登録について

学童クラブの会では、「一斉配信連絡」のシステムを導入しています。入所された際には、必要なアプリを登録してください。諸事情により登録ができない方、登録を望まない方は、後日、掲示または書面でのお知らせとなりますことをご了承ください。このシステムは、法人（事務局）や学童クラブから、直接、保護者の皆様へご連絡するためのものです。自然災害時の臨時閉所のお知らせや、急な感染症拡大時の諸注意等の情報、法人行事のご案内などに使用する他、各学童からのお知らせ出欠連絡、アンケート等でも活用しています。

登録の方法については、入所が決定してからお知らせいたします。

3. 2024年度の学童クラブ分割について

現在、あげお学童クラブの会は学童クラブ入所に際し、待機を出さないという方針で運営をしています。そのため、児童数が定員を大きく上回っている小学校区については、新設（分割）等の対策を実施しています。

2024年度も、複数の小学校区で校外の学童保育所設置や既存の学童保育所の分割を計画しています。

希望通りの学童保育所に入れないこともございますが、今のところ、違う小学校の学童保育所に入ることとはございませんので、ご理解の程よろしく願いいたします。

市内 NPO 法人運営（民営）学童保育所一覧（2023 年度）

小学校	学童保育所名	住 所	TEL
尾山台小学校	尾山台学童保育所	瓦葺 510 尾山台小学校内	721-5716
瓦葺小学校	瓦葺小学童保育所 A	瓦葺 2260 瓦葺小学校内	722-4025
	瓦葺小学童保育所 B		
原市小学校	原市学童保育所	原市 3508-1 原市小学校内	722-2379
	原市第二学童にこにこクラブ	原市 3508-1 原市小学校校舎内	721-5557
	原市第三学童保育所	原市 3508-1 原市小学校校舎内	080-4129-4767
原市南小学校	原市南学童保育所	原市 3990 原市南小学校内	722-2524
	原市南第二学童保育所	原市 4012-1	614-2776
上尾小学校	上尾小学童保育所	仲町 1-11-46 上尾小学校内	773-6847
	上尾小第二学童保育所	仲町 1-7-27 アークエムビル 1F C 号室	775-0005
	上尾小第三学童保育所	仲町 1-7-27 アークエムビル 3F A 号室	612-1041
東小学校	東小学童保育所	上尾村 1171-2 東小学校内	774-3845
	東小第二学童保育所	上尾村 496	773-8207
芝川小学校	芝川学童保育所	上平中央 1-8-8 芝川小学校内	775-3613
	芝川第二学童保育所	錦町 18-1	774-6964
	芝川第三学童保育所	上平中央 1-27-1 1	612-6516
上平北小学校	上平北学童保育所	久保 414-3	773-7388
上平小学校	上平小学童保育所 A	南 102 上平小学校内 (1 階が A、2 階が B)	776-0706
	上平小学童保育所 B		774-8997
東町小学校	東町小学童保育所 A・B	東町 3-1947 東町小学校内	771-2299
	東町小第二学童保育所	東町 3-1588-2	772-0598
富士見小学校	富士見小学童保育所	柏座 4-3-8 富士見小学校校舎内	774-3904
	富士見小第二学童保育所	柏座 2-2-22	774-8180
	富士見小第三学童保育所	柏座 2-13-10	778-7100
今泉小学校	今泉小学童保育所 A・B	今泉 268 今泉小学校校舎内	781-3726
大石小学校	大石学童保育所 A・B	小泉 9-28-3 大石小学校内	725-3313
	大石第二学童保育所	中分 2-107	725-6683
	大石第三学童保育所	中分 1-7-9	781-2828
大石南小学校	大石南小学童保育所	畔吉 1333 大石南小学校校舎内	781-7532
大石北小学校	大石北小学童保育所 A	井戸木 4-23 大石北小学校内 (1 階が A、2 階が B)	775-8018
	大石北小学童保育所 B		774-7646
	大石北小第二学童保育所	泉台 2-6-21-2F	773-9326
平方東小学校	平方東学童保育所	平方 4294-1	726-1229
平方北小学校	平方北小学童保育所	平方 3657 平方北小学校内	726-9255
平方小学校	平方小学童保育所	平方 1346-1 平方小学校内	725-3133
鴨川小学校	鴨川小学童保育所	西宮下 4-431-1	774-2342
	鴨川小第二学童保育所	西宮下 1-9 J ミノリスタ 2 階	614-2588
大谷小学校	大谷学童保育所	大谷本郷 631-1	725-5798
	大谷第二学童保育所	向山 2-17-3-日建シエトワ 101	726-7510
	大谷第三学童保育所	大谷本郷 314-2	725-2740
中央小学校	中央小学童保育所 A・B	上町 1-15-4 中央小学校内	774-4065
	中央小第二学童保育所	上町 1-12-25	772-7570
西小学校	西小なかよし児童クラブ	今泉 1-7-2 西小学校校舎内	783-0261



Q&A

よくある質問!

<提出書類について>

Q. 現在の仕事と、来年度4月時点の仕事が違う可能性があるが、現在の仕事の就労証明書の提出で良いか。

A. 提出する時点での勤務先の就労証明書を提出して下さい。学童保育所へ入所後、勤務先に変更があった場合は、新たに就労証明書を提出して頂くことになります。

Q. 半年ごとに更新の契約職員で働いているが、その都度就労証明書の提出が必要か。

A. 就労証明書の採用年月日の欄の“期間の定めのある雇用の場合(年月日まで)”の近くの空欄に“継続雇用あり”と記入して頂ければ再提出の必要はありません。

Q. 2か所以上で勤務しているが、就労証明書は1か所だけでよいか。

A. 勤務している場所全ての就労証明書を提出してください。

Q. 育児休業中で申請する場合は、どのような書類を提出したらよいか。

A. 就労証明書と事情説明書を提出してください。就労証明書に育児休業期間を記入する欄があります。

※育児休業中の新規入所申込は「その他」の事由となります。ご家庭での保育が難しい理由を「事情説明書」にご記入ください。

Q. 入所審査後から学童に入所するまでに行わなければならない手続きや提出書類について教えてください。

A. 詳しい「利用申込手続き案内」は2024年1月中旬に郵送します。主な手続きは以下の通りとなります。なお、①～④の手続きを全て完了しないと、承認決定通知が発行されていても入所することはできません。ご注意ください。

① 自動払込みの手続き(WEB申請)

② 入所金・保険料・4月分保護者負担金の支払い(振り込み)

③ 利用申込書を記入し、あげお学童クラブの会事務局窓口にて必要書類を提出、「承認決定通知書」「児童家庭調査票・児童健康調査票」を受け取る

④ 入所学童保育所にて開催される、入所説明会に出席(「児童家庭調査票」「児童健康調査票」持参)

⑤ 2024年4月1日入所(原則、入所初日は早朝預かりサービスは利用できません)

【利用申込の際の提出必要書類】

◇ 「学童保育利用申込書・入会申込書」

◇ ②で振込をした際の「振替払込請求書兼受領証」(青い振り込み用紙の右半分)

※ 140円切手…郵送提出をされる方のみ

※ 通帳、銀行印…WEBでの口座振替手続きができなかった方のみ

【利用申込受付期間】2024年1月17日(水)～2月10日(土) 10時～18時(日曜、祝日除く)

【受付窓口】NPO法人あげお学童クラブの会 事務局

<学童保育所入所について>

Q. 小学校に複数学童保育所がある場合、希望を出すことは出来るか。

A. 入所申請書に“入所希望学童保育所名”を書く欄がありますので、そちらに希望される学童保育所名をお書きください。ただし、理事会での審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。また、一度、入所が決定した学童保育所を変更することはできません。ご了承ください。

※事前連絡の上、見学することが可能です。学童クラブ事務局にご相談ください。

Q. 両親が自営業で、自宅で営んでいる場合は入所の対象外になるか。

A. 自営業は、入所要件の対象となります。就労証明書他に、営業許可書・確定申告書の控えのコピー・登記簿謄本のいずれかを提出してください。

Q. 夏休みだけ入所したいができるか。

A. 長期休み期間中のみの受け入れは行っていません。規程上、7月1日入所～8月31日退所とする入退所はできます(入所して退所するまで最短で2か月必要です)。その場合、6月10日までに入所申し込みを行い、利用申込時に退所届を提出することも可能です(手続きの都合上、2か月分の保護者負担金を一度に支払っていただく場合があります)。

Q. なぜ、夏休みなど長期休みだけの入所を認めていないのか。

A. 学童保育所は「放課後児童健全育成事業」として国によって定められています。

学童保育所は児童の預かり場所ではなく、児童の育成を支援する場所です。そのために、児童の集団による生活づくりや遊びを行っております。一時的な預かりでは、国が定めた運営指針に基づく育成支援の実施が難しいためです。また、学童保育所では、児童の自己肯定感や主体性を育む育成支援を行っており、児童の非認知能力を育てることに重点を置いています。ご家庭の事情が許す限り、学童保育所の比較的長期間のご利用をご検討いただけますと幸いです。

Q. 入所した学童保育所を途中で変わることはできるか。

A. 引っ越しに伴う小学校の転校は転所が可能ですが、ご家庭の理由における転所はできません。一度入所が決まった学童保育所へ、6年間通っていただくことになります。途中退所して再入所した際はその都度理事会にて入所審査を行いますので、必ずしも以前在籍していた学童保育所に再入所になるとは限りません。途中転所は、児童の人権保護上、必要な事態が発生した場合などNPO法人理事会が認める重大な事由が認められる場合に限られます。

<学童の生活について>

Q. 週の何日以上は登所しなければいけない、というルールはあるのか。

A. ありません。ご家庭の事情によって登所する、お休みすることは任意です。ただし、休んだ日数が多くても月ごとの保護者負担金は定額となります。

Q. 学童保育所を休所することはできるか。

A. 個々の家庭の事情による休所はできません。ただし、児童本人の傷病による入院治療等で学童保育所へ行きたくても行けない場合は、休所が可能です。(原則として月単位)。

Q. 子どもだけで学童保育所に行く・帰ることはできるか。

A. 学校がある日…学校から学童班の子どもたちが一緒に学童へ行きます。

一日保育の日…必ず保護者(もしくは大人)の付き添いで登所となります。

学童からの降所については、原則、保護者(もしくは大人)にお迎えをお願いしています。学童からの児童のみでの一人帰りは認めていません。

Q. 「学童班」はどうやって作られるのか。

A. 小学校とPTAに、お子さんが学童保育所に入所することを伝えてください。

Q. 習い事に行くことはできるか。

A. 学童からの習い事等に行くことについては、保護者の方の責任において認めています。職員は習い事については一切対応できませんので、習い事先への出欠の連絡や、道具の管理等は保護者様が行ってください。

Q. 学校内と学校外の学童保育所があるが、学校外だと校庭(外)で遊べないのか。

A. 小学校の校庭、近くの公園、学童の園庭など場所は異なりますが、外遊びの時間はあります。外遊びの際は、必ず職員が付き添います。

Q. 学童で怪我をした時はどうなるか。

A. 職員が応急手当をします。大きなけがの場合は、保護者様へご連絡し、病院の付き添いをお願いしていますが、保護者様と連絡がつかなかったり緊急時の場合は、職員の判断で病院へ連れていくこともあります。病院へ連れていくような怪我については、加入していただく傷害保険を適用します。

<保護者負担金について>

Q. 引落口座は、どの金融機関でも良いか。

A. ほとんどの金融機関を引落口座とすることができます。

Q. 引落口座の名義は、父母どちらでも良いか。

A. 父親、母親、子ども名義、どの口座でも大丈夫です。

Q. もしも滞納してしまったら、どうなるか。

A. 滞納が発生した場合、事務局より督促状を出します(督促手数料 500 円がかかります)。その後、期限内に支払いがない場合、翌月に再度督促状を出します(督促手数料は合計1000円になります)。それでも事務局への連絡なく、支払いをしなかった場合は、退所勧告の上、強制退所となります。

強制退所の場合、保護者の金融機関口座の差し押さえや勤務先への照会を行う場合があります。ご了承ください。